

No.10 2002年3月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第10回淀川部会の内容……………P.1
- 第10回淀川部会の説明資料より抜粋……………P.6
- これから開催される委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成13年12月17日(月)、第10回淀川部会が行われました。



【大阪国際会議場】

第10回淀川部会 委員リスト

2001.12.17現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授、 京都大学生態学研究センター教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第10回淀川部会の内容

16名の委員が出席し、審議が行われました。検討課題(治水、防災利用等)に関する議論が行われた他、1月に予定されている住民意見聴取についての意見交換が行われました。

第10回淀川部会(2001.12.17開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1 決定事項

- ・次回部会は1月26日(土)13:30~18:00に開催する。
前半2時間(13:30~15:30):一般からの意見聴取
休憩30分(15:30~16:00)
後半2時間(16:00~18:00):審議
- ・1/26の意見陳述者の選出スケジュール
一般意見募集締め切り:12/20
一般意見を庶務がとりまとめ、部会委員へ発送:12/28頃
一般意見のなかから各委員の推薦者を決めてもらい、回答頂く:年明け
委員からの回答をもとに部会長と部会長代理が意見陳述頂く方を決定:1月中旬

2 審議の概要

- 第6回委員会(2001.11.29開催)の報告
検討課題(個別項目)に関する議論~「治水・防災」「利用」等に関する意見交換
主に治水について、基本的な考え方や具体的な方策などに関する意見交換が行われ、河川管理者より「今後関連する資料を提出したい」旨の発言があった。
- 住民意見の聴取・反映方法について
-)流域委員会で実施中の一般意見募集についての報告
 -)淀川部会での対応について
部会長から開催日時や意見陳述者の選出方法についての提案があり、「1 決定事項」の通り了承された。
- 一般からの意見聴取
一般傍聴者1名から発言があり、それに対して委員からの発言があった。

3 主な意見

< 流域管理 >

- ・森林を保全・育成し、豊かな複合樹林帯を形成して川づくりを行っていくべき。
 今後はダムに変わり、森林を治水の主役に置くという方向性も必要である

< 連携、パートナーシップ >

- ・森林の取り扱いによっては、川に砂が流れ出てきて防災ダムに堆積してしまう。
 今後、森林の取り扱いについて、農林水産省、林野庁といった機関や森林保有者等の関係者とも協議を行っていくべきだ。

< 市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など） >

- ・この流域委員会で決定したことを住民にどうやって周知徹底してゆくべきか。川本来の自然を取り戻すために高水敷に水を走らせるといったような対策は、川のそばに住む住民の理解がなければ成り立たない。

< 治水、利用、環境（境界・融合領域） >

- ・川を拘束して制御しようとしてきた従来の治水思想は、環境面においても、治水面においても、川の内側と外側との連続性を断ち切り、ひいてはそのことが生態系を破壊し、洪水に対して非常にもろい街を生み出してしまった。川をめぐる生物と洪水、環境と治水の問題の根本的な原因は同じところに端を発しているのではないか。

< 治水・防災の方向性、考え方 >

- ・河川整備計画にそった治水対策をもとで洪水が起こって被害が出たときに、流域の住民がお互いに納得していくためにも、住民を含めた協議会や審議会を設定し、話し合うべきではないのか。
- ・具体的な治水や防災について一歩踏み込んだ議論を進めていくためには、基本的な全体方針を決めたうえで、問題となっているポイントを列挙し、個別に検討していく必要がある。
- ・今後は、都市計画、道路交通、人口配分といったことを考慮して、治水計画を考えてゆかねばならないため、省庁の縦割り方式を改善し、行政の仕組みづくりを改めていく必要がある。
- ・これまでは200年に1回の豪雨を目標に流量を計算し、一番スムーズに水の流れる河道の形態として、低水路の真ん中を掘って矩形断面にするという計画で工事を進めてきた。しかし、このことによって、川の中で水の流れないドライな部分と水の流れるウェットな部分ができってしまった。この非連続な断面が生態系に深刻な状態をもたらしている。
- ・洪水を防ぐために砂を積み重ね堤防をどんどん高くしてきたが、堤防が高くなればなるほど、破堤してしまったときのダメージポテンシャルは大きくなってゆく。また、この高い堤防が街と川の連続性や地域と川のつながりを遮断し、住民の洪

水への危機意識を次第に薄めてしまった。この状態は洪水に対して非常にもろい状態である。

- ・破堤による壊滅的な洪水を回避することを最低限の目標としたうえで、越水や溢水による浸水被害についてはある程度までは許容し、土地利用や防災対策等の対策で対処してゆく。つまり、壊滅的な被害を回避することと、浸水頻度をできるだけ減らしてゆくことのふたつの目標があり、それぞれについて分けて考えてゆくべきである。そのとき、どちらを優先してゆくべきか、検討する必要がある。都市部においては、破堤による壊滅的な被害の回避を優先することに異論はないだろうが、たとえば、浸水被害が多発している上流部の狭窄部のような箇所では、まず浸水被害を減らすことが優先されるのではないかといった意見もある。
- ・淀川の自然環境が破壊されたのは、河川公園をつくったことに原因の一端がある。今やらなければいけないことは、淀川に川本来の環境を取り戻すこと、川らしい自然環境を取り戻すことである。治水、利水等を考え、望ましい川の姿が取り戻された後、利用について考えればよいのではないか。利用と利水をはっきりと分けて議論する必要がある。

< 洪水 >

- ・2倍強の最大流量を設定するといったこれまでの川づくりは無理があるため、これからはもう少し現実味を帯びた治水対策を考えなければならない。そのためには我々の生活のスタンスを改めることも大事である。
- ・狭窄部の上流地域の浸水を防ぐためには、開削によって川幅を広げる方法ではなく、遊水池の機能を拡充することによって対応すべきではないか。
- ・遊水機能の向上という観点から、日本の伝統的な河川工法である霞堤やニセン堤、輪中を組み合わせた対策も考えられる。
- ・行政の協力や法律の改正が必要だが、川の外側にもう1つ、洪水時に水が流れる遊水河川部分を公共で押さえるといったことを考えてみてはどうか。
- ・洪水被害を低減させるためには、堤防を高くするだけでなく、地上げによって湧水地域を確保する方法や輪中といった手段もありうる
- ・洪水時に都市部の地下街やビルの地下に水が流れ込む災害が頻発している。今後は都市化に伴う災害についても真剣に考え対策をしてゆかなくてはならない。
- ・スーパー堤防の問題点は、コストと、その地域の暮らしや風土の違いをどこまで考慮できるか、といった点にあるだろう。
- ・スーパー堤防をつくっていくならば、スーパー堤防とそうでない堤防との格差をできるだけ少なくしなければ、被害が集中する箇所ができてしまうのではないか。

< ソフト面での防災 >

- ・河川行政と都市計画とが連動していないため、堤防の間際にまで家が建ち、水害の危険性が増大している。この解決のためには、防災グループや住民による避難訓練等のソフトを組み合わせた対策が必要である。

- ・ダムや堤防といったハード面での治水対策ばかりではなく、農地を遊水池にすれば一時金を出すと、駐車場の地下に貯水池を作るための補助金を出すとといったようなソフト面からの対策を活用していくべき。

<利用の方向性、考え方>

- ・「利水」ではなく「利用」という言葉が用いられている。議論が河川の利用面に偏ってしまうので「利水」とした方がよい。
- ・災害を遮断する空間等、河川の利用は幅が広いので、流域委員会では幅広い河川の利用方法を検討すればよいと思う。「利水」だけでは扱えない問題もあるので、利用の方向性等を含めて河川整備計画で言及すればよいのではないかと。

<生物、生態系>

- ・現在の淀川にも、いわゆる生態系といえるものは存在する。しかしそれは、川とは関係のない草や外来種などの生態系である。日本の川らしい草むらができるのが本来の川のあるべき姿と考えている。川のあるべき姿とは、川に水が走って瀬や淵をつくる、高水敷に水が走ってヨシ原をつくる、その水の働きによって自然にできあがるものである。水にやらせるしかない。
- ・高水敷に水が流れていないために生態系がだめになったということだが、高水敷に水が流れるよう人為的にダムの操作をすれば、河道の構造を変えずとも、生態系はある程度回復するのではないかと。
- ・冠水頻度の高い高水敷を増やそうとすれば、川の中の断面の修正、修復をすべきである。高水敷に水を流すためにダムの管理能力をパワーアップするのは、結局、川を拘束する従来の河川管理のやり方と同じではないかと。
- ・治水安全度を確保したうえで、本来の川らしい自然を取り戻すためには、高水敷の切り立った矩形断面構造を斜面にして水際にすりつけ、多様な生物が生存する「水辺」をつくれればよい。

<河川形状>

- ・高水敷は堤防本体が弱いために作られているが、スーパー堤防にすれば高水敷で堤防を守る必要がなくなり、複断面構造を回避できる。

<その他>

- ・早急に治水工事が必要な箇所については、その方向性を決めてゴーサインを出すのも、この流域委員会の役目ではないかと。

<方法>

- ・河川管理者や住民を含めて、緊急性がある箇所の現状を見ながら検討していくことも大事ではないかと。
- ・今後の議論を具体的に進めていくためには、モデルケースを設定して、治水、防災、環境にわたるバランスまで考え、本当に実のあるエッセンスを取り出してゆく必要がある。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	Y10-A
資料 1	第 6 回委員会 (2001.11.29開催) 速報 (暫定版)	庶務	A4(11)	Y10-B
資料 2 - 1	検討課題についての意見整理資料 (案)	庶務	A3(12)	Y10-C
資料 2 - 2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表 (案)	庶務	A4(16)	Y10-D
資料 2 - 3	各委員、河川管理者の提案内容	庶務	A4(58)	Y10-E
	資料 2 - 3 各委員、河川管理者の提案内容 訂正・追加表	庶務	A4(1)	Y10-F
資料 3	住民意見の聴取・反映方法の検討について	庶務	A4(1)	Y10-G
	聞かせて川の姿を、語って川への想いを (意見募集チラシ)	庶務	A4(2)	Y10-H
参考資料 1	第9回淀川部会 (2001.11.26開催) 速報 (暫定版)	庶務	A4(9)	Y10-I
参考資料 2	委員および一般からの意見	庶務	A4(6)	Y10-J
参考資料 3	検討スケジュール (案) : 第 6 回委員会資料 4	庶務	A4(1)	Y10-K

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。また、確認のため資料請求Noを請求時に資料名とともにご記入下さい。

第10回淀川部会の説明資料より抜粋

第10回淀川部会では、資料2-1、2-2を用いて検討課題（治水・防災・利用等）についての議論が、資料3を用いて、流域委員会として実施した意見募集の報告と淀川部会としての対応についての議論が行われました。以下に資料より、主なものを抜粋して掲載しています。

資料2-1「検討課題についての意見整理資料（案）」

1. 淀川水系の理念・目標	
1-1 長期的な展望、川のあるべき姿等	
(1) これまでの意見	
② 本来、川はどうあるべきかといった理想的な姿の検討が必要	現状から考えるだけでなく、理想的な姿としての川のあるべき姿を考えるべきである。例えば、「多様な生物の棲める川を取り戻す」、流域の住民の生活のあり方を含めた河川のあるべき姿等、があげられる。
③ 長期的な視点の考慮	河川整備計画は20～30年間の具体的な整備内容を示すものであるが、より長期的に影響を考慮すべき要因、対応が必要な要因についてはそれに対して考慮すべきである。例えば、100年後の流域の姿、今から対応を行って数十年後に成果が得るもの、文明を考慮するなら1000年が必要等。
④ 流域の重要性の位置づけ、総合的な視点の考慮	琵琶湖・淀川水系の特殊性、重要性の位置づけを行い、流域の歴史・文化・風土・自然等を考慮した計画とすべき。重要性としては、古代からの固有の生物群等、また、川がどう変動するかといった物理的な視点も考慮すべき。重要性や位置づけを表す際には、「在来文化」といった明確な言葉を用いることが望ましい。
⑤ 人口の減少を見据えたあり方の議論	今後の人口減少を踏まえた流域の望ましいあり方のイメージを検討すべき。例えば、今の水需要に対応するとしても、人口減少が起こった時の対応をどうするか等
(2) 今後、検討すべきと考えられる事項（論点、決定・選択・具体化すべき事項等）	
① 理想的な川の姿の具体性の検討と治水等における対応の具体的検討	
② 長期的な時間のタイムの検討（10年か、100年か、1000年か）	
③ 人口減少の影響項目の考慮	

資料2-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表（案）」

検討項目、内容	議案番号
1-1 検討項目<総論>	
1. 淀川水系の目標、理念	
1-1 長期的な展望、川のあるべき姿等	<ul style="list-style-type: none"> ① 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ② 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ③ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ④ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑤ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑥ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑦ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑧ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑨ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑩ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑪ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑫ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑬ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑭ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑮ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑯ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑰ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑱ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑲ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ⑳ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉑ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉒ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉓ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉔ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉕ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉖ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉗ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉘ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉙ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉚ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉛ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉜ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉝ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉞ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㉟ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊱ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊲ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊳ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊴ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊵ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊶ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊷ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊸ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊹ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊺ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊻ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊼ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊽ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊾ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員） ㊿ 淀川水系の理念・目標の再確認（委員）
1-2 治水と人の関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 治水と人の関係の再確認（委員） ② 治水と人の関係の再確認（委員） ③ 治水と人の関係の再確認（委員） ④ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑤ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑥ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑦ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑧ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑨ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑩ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑪ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑫ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑬ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑭ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑮ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑯ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑰ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑱ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑲ 治水と人の関係の再確認（委員） ⑳ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉑ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉒ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉓ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉔ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉕ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉖ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉗ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉘ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉙ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉚ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉛ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉜ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉝ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉞ 治水と人の関係の再確認（委員） ㉟ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊱ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊲ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊳ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊴ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊵ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊶ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊷ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊸ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊹ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊺ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊻ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊼ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊽ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊾ 治水と人の関係の再確認（委員） ㊿ 治水と人の関係の再確認（委員）
2. 社会、流域全体の視点	
2-1 地理環境	<ul style="list-style-type: none"> ① 地理環境の再確認（委員） ② 地理環境の再確認（委員） ③ 地理環境の再確認（委員） ④ 地理環境の再確認（委員） ⑤ 地理環境の再確認（委員） ⑥ 地理環境の再確認（委員） ⑦ 地理環境の再確認（委員） ⑧ 地理環境の再確認（委員） ⑨ 地理環境の再確認（委員） ⑩ 地理環境の再確認（委員） ⑪ 地理環境の再確認（委員） ⑫ 地理環境の再確認（委員） ⑬ 地理環境の再確認（委員） ⑭ 地理環境の再確認（委員） ⑮ 地理環境の再確認（委員） ⑯ 地理環境の再確認（委員） ⑰ 地理環境の再確認（委員） ⑱ 地理環境の再確認（委員） ⑲ 地理環境の再確認（委員） ⑳ 地理環境の再確認（委員） ㉑ 地理環境の再確認（委員） ㉒ 地理環境の再確認（委員） ㉓ 地理環境の再確認（委員） ㉔ 地理環境の再確認（委員） ㉕ 地理環境の再確認（委員） ㉖ 地理環境の再確認（委員） ㉗ 地理環境の再確認（委員） ㉘ 地理環境の再確認（委員） ㉙ 地理環境の再確認（委員） ㉚ 地理環境の再確認（委員） ㉛ 地理環境の再確認（委員） ㉜ 地理環境の再確認（委員） ㉝ 地理環境の再確認（委員） ㉞ 地理環境の再確認（委員） ㉟ 地理環境の再確認（委員） ㊱ 地理環境の再確認（委員） ㊲ 地理環境の再確認（委員） ㊳ 地理環境の再確認（委員） ㊴ 地理環境の再確認（委員） ㊵ 地理環境の再確認（委員） ㊶ 地理環境の再確認（委員） ㊷ 地理環境の再確認（委員） ㊸ 地理環境の再確認（委員） ㊹ 地理環境の再確認（委員） ㊺ 地理環境の再確認（委員） ㊻ 地理環境の再確認（委員） ㊼ 地理環境の再確認（委員） ㊽ 地理環境の再確認（委員） ㊾ 地理環境の再確認（委員） ㊿ 地理環境の再確認（委員）
2-2 社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会環境の再確認（委員） ② 社会環境の再確認（委員） ③ 社会環境の再確認（委員） ④ 社会環境の再確認（委員） ⑤ 社会環境の再確認（委員） ⑥ 社会環境の再確認（委員） ⑦ 社会環境の再確認（委員） ⑧ 社会環境の再確認（委員） ⑨ 社会環境の再確認（委員） ⑩ 社会環境の再確認（委員） ⑪ 社会環境の再確認（委員） ⑫ 社会環境の再確認（委員） ⑬ 社会環境の再確認（委員） ⑭ 社会環境の再確認（委員） ⑮ 社会環境の再確認（委員） ⑯ 社会環境の再確認（委員） ⑰ 社会環境の再確認（委員） ⑱ 社会環境の再確認（委員） ⑲ 社会環境の再確認（委員） ⑳ 社会環境の再確認（委員） ㉑ 社会環境の再確認（委員） ㉒ 社会環境の再確認（委員） ㉓ 社会環境の再確認（委員） ㉔ 社会環境の再確認（委員） ㉕ 社会環境の再確認（委員） ㉖ 社会環境の再確認（委員） ㉗ 社会環境の再確認（委員） ㉘ 社会環境の再確認（委員） ㉙ 社会環境の再確認（委員） ㉚ 社会環境の再確認（委員） ㉛ 社会環境の再確認（委員） ㉜ 社会環境の再確認（委員） ㉝ 社会環境の再確認（委員） ㉞ 社会環境の再確認（委員） ㉟ 社会環境の再確認（委員） ㊱ 社会環境の再確認（委員） ㊲ 社会環境の再確認（委員） ㊳ 社会環境の再確認（委員） ㊴ 社会環境の再確認（委員） ㊵ 社会環境の再確認（委員） ㊶ 社会環境の再確認（委員） ㊷ 社会環境の再確認（委員） ㊸ 社会環境の再確認（委員） ㊹ 社会環境の再確認（委員） ㊺ 社会環境の再確認（委員） ㊻ 社会環境の再確認（委員） ㊼ 社会環境の再確認（委員） ㊽ 社会環境の再確認（委員） ㊾ 社会環境の再確認（委員） ㊿ 社会環境の再確認（委員）
2-3 ライフスタイル	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフスタイルの再確認（委員） ② ライフスタイルの再確認（委員） ③ ライフスタイルの再確認（委員） ④ ライフスタイルの再確認（委員） ⑤ ライフスタイルの再確認（委員） ⑥ ライフスタイルの再確認（委員） ⑦ ライフスタイルの再確認（委員） ⑧ ライフスタイルの再確認（委員） ⑨ ライフスタイルの再確認（委員） ⑩ ライフスタイルの再確認（委員） ⑪ ライフスタイルの再確認（委員） ⑫ ライフスタイルの再確認（委員） ⑬ ライフスタイルの再確認（委員） ⑭ ライフスタイルの再確認（委員） ⑮ ライフスタイルの再確認（委員） ⑯ ライフスタイルの再確認（委員） ⑰ ライフスタイルの再確認（委員） ⑱ ライフスタイルの再確認（委員） ⑲ ライフスタイルの再確認（委員） ⑳ ライフスタイルの再確認（委員） ㉑ ライフスタイルの再確認（委員） ㉒ ライフスタイルの再確認（委員） ㉓ ライフスタイルの再確認（委員） ㉔ ライフスタイルの再確認（委員） ㉕ ライフスタイルの再確認（委員） ㉖ ライフスタイルの再確認（委員） ㉗ ライフスタイルの再確認（委員） ㉘ ライフスタイルの再確認（委員） ㉙ ライフスタイルの再確認（委員） ㉚ ライフスタイルの再確認（委員） ㉛ ライフスタイルの再確認（委員） ㉜ ライフスタイルの再確認（委員） ㉝ ライフスタイルの再確認（委員） ㉞ ライフスタイルの再確認（委員） ㉟ ライフスタイルの再確認（委員） ㊱ ライフスタイルの再確認（委員） ㊲ ライフスタイルの再確認（委員） ㊳ ライフスタイルの再確認（委員） ㊴ ライフスタイルの再確認（委員） ㊵ ライフスタイルの再確認（委員） ㊶ ライフスタイルの再確認（委員） ㊷ ライフスタイルの再確認（委員） ㊸ ライフスタイルの再確認（委員） ㊹ ライフスタイルの再確認（委員） ㊺ ライフスタイルの再確認（委員） ㊻ ライフスタイルの再確認（委員） ㊼ ライフスタイルの再確認（委員） ㊽ ライフスタイルの再確認（委員） ㊾ ライフスタイルの再確認（委員） ㊿ ライフスタイルの再確認（委員）
2-4 河川に対する意識	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川に対する意識の再確認（委員） ② 河川に対する意識の再確認（委員） ③ 河川に対する意識の再確認（委員） ④ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑤ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑥ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑦ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑧ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑨ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑩ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑪ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑫ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑬ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑭ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑮ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑯ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑰ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑱ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑲ 河川に対する意識の再確認（委員） ⑳ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉑ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉒ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉓ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉔ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉕ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉖ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉗ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉘ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉙ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉚ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉛ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉜ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉝ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉞ 河川に対する意識の再確認（委員） ㉟ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊱ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊲ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊳ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊴ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊵ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊶ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊷ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊸ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊹ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊺ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊻ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊼ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊽ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊾ 河川に対する意識の再確認（委員） ㊿ 河川に対する意識の再確認（委員）

資料3「住民意見の聴取・反映方法の検討について」

I. 一般からの意見募集について

1. 目的

4月中旬に予定している中間意見とりまとめに、広く一般の方々の意見を反映させるために、これまで実施していた意見募集とは異なり、より広い対象に向けて募集テーマや期間を設定した上で意見募集を行う。また、寄せられた意見については、会議の場で直接意見を聴くことも想定している。

2. 実施主体

淀川水系流域委員会として行う。

3. テーマ、対象エリア等

別添チラシ参照

4. 募集、呼びかけの方法

下記の方法により、意見募集を行う。

- ① 新聞への広告掲載、ホームページ、ニュースレター、チラシ設置等による呼びかけ
→ 全国5大紙+6地方紙に広告掲載等
- ② お願い状とチラシの送付
送付先：委員から推薦のあった個人または団体
河川に関係している団体（河川管理者からのリスト提供および庶務によるリスト作成）
→ NPO、市町村、河川に関係する団体 計1,206ヶ所

5. スケジュール

- 12月6日～ HPへの掲載、チラシ配布、新聞への広告掲載などにより募集開始
- 12月20日 意見募集締め切り
- 12月28日 運営会議を開催し、集まった意見について議論する

6. 応募状況

41件（12月14日18時現在）

II. 各部会の状況

① 琵琶湖部会

12月21日 「意見聴取の試行のための会」実施予定

② 淀川部会

～1月上旬 寄せられた意見のなかから意見陳述者を選出
1月下旬 意見をお伺いする会を実施

③ 猪名川部会

1月下旬 一般からの意見聴取の会を実施予定

意見募集チラシ「聞かせて川の姿を 語って川への想いを」

あなたの想いが、淀川を変える

ご意見募集!

聞かせて川の姿を、 語って川への想いを

淀川水系流域委員会では、20～30年後の淀川水系のあり方を考えるにあたって、みなさん一人ひとりの意見をお聞きしたいと考えています。あなたの川への想い、ご意見をお寄せ下さい。明日の淀川のために是非、ご応募ください。



こんなご意見をお寄せください

- 問題点：淀川水系で、今、何が一番問題か？
- 理想・要望：どのような川が望ましいか？
- 実現方法：そのためには、どのようにすべきか？

以下の川についてご意見をお寄せください

- 対象は琵琶湖・淀川水系（上野夢野、淀川、木津川、桂川、宇治川、猪名川、草津川、野洲川、琵琶湖等）です。
- これらの河川全体についても、特定の場所や河川についてのご意見でも結構です。

こんな形で活かされます

- ご意見は、委員会、部会の議論に反映させていただきます。
- ホームページ等で公開（所属、氏名等を含む）させていただきます。
- 応募された方に委員会または部会で意見を発表して頂くようお願いすることもございます。

A4判1枚で提出してください

- A4判の紙1枚以内（縦守）にまとめた内容を裏面送付先まで、郵送、FAX、Eメールでご提出ください。裏面のホームページからの応募も可能です。
- 応募の際には、氏名・連絡先を明記して下さい。

しめきり：平成13年12月20日(木) 必着

これまで開催された委員会および部会等について

第10回淀川部会(平成13年12月17日現在)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
琵琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
		第5回 猪名川部会		平成13年10月9日(火)	
そ の 他			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-Mail ()

お名前 ()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前 (複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.10

2002年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。